

論 説

レオン・ブルジョワにおける連帯・共和国・ 国際連盟構想（三・完）

北 川 忠 明

〈目次〉

はじめに

第一章 レオン・ブルジョワの社会連帯論

第一節 社会連帯論の論理構造

第二節 社会連帯論への諸批判と正義論

第三節 連帯と正義—ロールズ「格差原理」との対比で（以上
第60・61合併号）

第二章 レオン・ブルジョワの共和国

—知の共和国・非宗教的共和国・社会的共和国—

第一節 大学改革論と教育論

第二節 非宗教性

第三節 「互助の国民」とアソシアシオン（以上第62号）

第三章 レオン・ブルジョワの国際連帯論と国際連盟構想

第一節 国際連盟構想の生成—『国際連盟のために』

第二節 国際連盟の創設とブルジョワ

結びにかえて（以上本号）

第三章 レオン・ブルジョワの国際連帯論と国際連盟構想

レオン・ブルジョワが国際連盟の生みの親の一人であったことは、今日ほとんど忘れ去られている感がある。それは、国際連盟規約の策定を

主導したのが W. ウィルソンと英米の法学者であることや、規約が英米の構想に沿って書かれ、ブルジョワの国際連盟構想が実現したわけではないことによるのかも知れない。

また、E.H. カーの『危機の二十年』（原著1939年）において、国際連盟構想とそれを推進した政治家たちの思想と行動が「ユートピアニズム」と特徴づけられて批判され、アメリカ外交については、G. ケナンの『アメリカ外交50年』（原著1950年）や H. モーゲンソー『国際政治』（原著1948年）において「法律家的・道徳家的アプローチ」への批判が行われてきたことの影響もあるだろう。

しかし、冷戦終結後、このような現実主義の立場からの批判は再検討され、英米では、国際連盟創設に与り、戦間期に活躍した国際法学者たちの仕事が見直されつつある⁽¹⁾。

フランスの文脈で言えば、戦間期の政治家たちの対独融和政策と「平和主義」に対する批判が後に現実主義の代表格となる R. アロンたちによって行われてきたが、上記のような動向も踏まえて、ブルジョワたちの仕事も見直されてしかるべきであろう。

前章の末尾でも触れたが、伝染病、市場経済関係は国境を越えて拡大する以上、社会的連帯は一国単位では完結しない。しかも、連帯が国際的に確立されるためには諸国家間の平和が不可欠であるとともに、国際的連帯が平和の確立にも貢献する。社会的連帯は、国際的連帯論へ、そして、国際平和論に接続せざるをえないのである。

本章では、ブルジョワの国際連盟構想に焦点を合わせ、彼の国際連帯思想を検討することにした。

(1) デーヴィッド・ロング/ピーター・ウィルソン編著『危機の20年と思想家たち』（宮本盛太郎/関静雄監訳、ミネルヴァ書房、2002年）。篠原初枝『戦争の法から平和の法へ』（東京大学出版会、2003年）。同『国際連盟』（中公新書、2010年）。三牧聖子『戦争違法化運動の時代』（名古屋大学出版会、2014年）。

第一節 国際連盟構想の生成—『国際連盟のために』

（1）第1回ハーグ平和会議まで

1899年、第1回ハーグ平和会議がロシア皇帝ニコライ二世の呼びかけによって開催される。ブルジョワは、会議にフランス代表として派遣され、これを契機にして本格的に国際平和と国際連帯の問題にも傾注する。そして、第2回ハーグ平和会議（1907年）の後、第3回ハーグ平和会議開催を期待して、2回のハーグ平和会議の総括やブルジョワの講演活動を収録した『国際連盟のために（*Pour la société des nations*）』を1909年に刊行する。

ひとまず、この背景となる事情を、普仏戦争以後第三共和制成立期から20世紀初頭にかけての外交関係に即して、必要な限りで概観しておこう。

1871年普仏戦争の敗北後、フランス政治は王政復古か共和制かをめぐって対立するが、フランス共和国行政長官ティエールは共和制を選択し、1875年の三つの法律（元老院の組織に関する1875年2月24日の法律、公権力の組織に関する1875年2月25日の法律、公権力の関係に関する1875年7月16日の憲法法律）により第三共和制が成立する。

ヨーロッパでは、プロイセン・ドイツ帝国とオーストリア＝ハンガリー帝国、ロシア帝国が1873年「三帝同盟」を結ぶが、特にドイツ宰相ビスマルクは、「三帝同盟」とともにイギリス、イタリアとの協調によってフランスの孤立化政策を進める。しかし、この「三帝同盟」は、オスマン・トルコ帝国およびバルカンにおける民族問題に対する三国の思惑の違いによって不安定性を免れず、1877年のバルカン危機、1878年のロシア・トルコ戦争を契機として、軋みが生じる。そこで、ドイツはイタリアと接近し、1882年、ドイツ・オーストリア・イタリアの三国同盟が形成される。

フランスでは、1876年2月、1877年10月の下院選挙、1879年の上院改選における共和派の勝利により、議会共和制が確立するが、フレイシネ、

J. フェリーたち穏健共和派の主導する植民地拡大路線かクレマンソーたちの対独復讐路線かという外交対立が生まれる。

ビスマルクは、1878年の第1回ベルリン会議、1885年の第2回ベルリン会議において、フランスの植民地拡大政策に支持を与え、植民地をめぐる英仏の対立を煽ることによって、ドイツが主導権を握ることを意図する。

しかし、1888年、ヴィルヘルム二世の即位によって、ドイツ・ロシアの乖離は決定的となり、ロシアはフランスに接近し、1894年に露仏秘密同盟が締結される。

その後、19世紀末から20世紀初頭のフランス外交を担うのは、ブリッソン内閣（1898年6月28日から1898年11月1日）で外相に就任し、1905年まで務めるT.デルカッセである。デルカッセ外交は、対独復讐路線と植民地拡大路線を統合する。ファシヨダ事件の後、1899年英仏協定を締結してからは、1904年には英仏協商が形成され、露仏同盟をあわせて三国協商が組まれる。こうして、独墺伊三国同盟との対立構図が生まれる。

遑ってブルジョワが首相であった時期は、1895年11月1日から1896年4月23日までである。

先に見たように、この時期は全体として露仏接近と仏英対立が顕在化する時期であるが、植民地拡大路線を採るフランスに対して、1890年、イギリスがマダガスカルをフランスの保護国と認めたことにより、1894年フランスは最後通牒をマダガスカルに突きつけ、軍事侵攻に踏み切る。この軍事侵攻は失敗するが、ブルジョワ内閣は「植民地軍計画の迅速な提出」を行い、対処する⁽²⁾。この後1896年8月6日マダガスカルはフランス植民地となり、メリナ王国は滅亡する。英仏間の緊張を示す出来事としては、インドシナをめぐる確執があるが、これは1896年1月15日の協

(2) M. Solrot, *Léon Bourgeois. Un moraliste en politique*, bruno leprince, 2005, p.107.

定により決着する⁽³⁾。露仏関係をめぐっては、アルメニア人虐殺をめぐるロシアとトルコの関係に関して、ロシアを支持してトルコに圧力を加える⁽⁴⁾。

ブルジョワ内閣の外交は、植民地拡大と露仏協調等この時期の共和派の外交路線の延長上にあつたことは言うまでもない。

ブルジョワ退陣後、ジュール・メリーヌ内閣（1896年4月29日から1898年6月28日）、アンリ・ブリッソン内閣、シャルル・デュピエ内閣（1898年11月1日から1899年6月22日）と内閣が交代する。この間イギリスとの抗争が激化し、1898年秋にはファシヨダ事件が起こる。1898年8月24日、ロシア皇帝ニコライ二世の呼びかけが発せられたのは、このような状況においてである。

さて、ハーグ平和会議（1899年5月18日～7月29日）を呼びかけたロシアの意図は、軍備拡張競争による軍事費負担の増大に耐えきれないことから発していたと言われている。

当初、露仏関係よりも英仏関係を重視するデルカッセはハーグ会議に消極的であつたようであるが⁽⁵⁾、英仏関係悪化の中で、ブルジョワをフランス代表に指名する。ブルジョワがこれを承諾した背景には、内閣退陣後、中欧を視察旅行し、その不安定性を目にしたこと、ファシヨダ事件による英仏関係の悪化、キューバをめぐる米西戦争等の事情があつたようである。また、繰り返しになるが、ブルジョワの連帯思想からすれば、市場経済の国際化が進行する世界において一国連帯主義には限界があつて、連帯は国際的に拡張されなければならないし、国際的連帯は諸国家間の平和なくして確立されず、また、諸国家間の平和は国際的連帯

(3) M.Hamburger, *Léon Bourgeois, 1851-1925*, Marcel Rivière, 1932, p.88.

(4) *Ibid.*, p. 108.

(5) 横山信『近代フランス外交史序説』（東京大学出版会、1963年）、p.74.

なくしては実現されないからであろう。

こうして、ほぼ10年間にわたるブルジョワのハーグ平和会議での活動に基づいて出版されたのが、『国際連盟のために』である。

（2）第1回及び第2回ハーグ平和会議におけるブルジョワ

『国際連盟のために』は、序論、第一部、第二部、第三部で構成されている。第一部は、第1回及び第2回平和会議における軍備制限、仲裁と国際司法、国際義務に関するブルジョワの発言の記録である。第二部は、第1回及び第2回平和会議に関するブルジョワの外務大臣宛報告等、第三部は国際連盟構想に関わる講演等によって構成されている。

まず、第一部を中心に第1回及び第2回平和会議（1907年6月15日～10月18日）におけるブルジョワの発言を見ておきたいが、ブルジョワの記述はテーマごとに第1回及び第2回平和会議の議論をまとめているので、これにしたがって見ておこう。

（a）軍縮

第1回会議（参加国は26カ国）で、会議の本来の目的であった軍備制限問題について反対したのは、ドイツである。ドイツ代表は「ドイツ国民は負担と租税の重みに押しつぶされることはない。……兵役については、ドイツはこれをのしかかる負担としてではなく、神聖な義務と考えている⁽⁶⁾」と語ったとされる。また、兵員の削減は他の国防の諸要素を考慮せずに行うことが難しいし、国防の諸要素を一般条約によって定めることも困難だという理由で、軍備制限は見送られる。

このとき、ブルジョワは軍備制限見送りに対するスウェーデンとノルウェー代表の反対意見を支持して次のように述べる。「原則的問題は、

(6) L. Bourgeois, *Pour la société des nations*, Eugène Fasquelle, 1909, pp.29-30.

……世界にのしかかる軍事負担の制限が望ましいものであるのか⁽⁷⁾』ということである。ドイツは、軍事組織は簡単に維持できるし、軍事費負担にも関わらず経済発展ができたと言うが、それはフランスも同様である。しかし、問題は一国の条件ではなく諸国家の条件全体である。この観点からすれば、軍備制限は人類にとって利益がある。「文明化の目的は、生存競争に対して、無慈悲な物質的隷属状態に対する闘争への合意を優位させる」。このように述べて、ブルジョワは「委員会は、今日世界にのしかかる軍事負担の制限が人類の物質的・精神的幸福にとって大いに熱望すべきことと信じる⁽⁸⁾」ことを決議するよう提案し、採択される。

第2回会議では、イギリス代表 E. フライ (E. Fry) が、先のブルジョワ提案の決議を踏まえ、会議が軍備制限問題を検討するよう提案し、ブルジョワも支持発言を行うが、周知のように軍備制限問題は決着を見ない。

とはいえ、ブルジョワは当初から軍備制限を第1の課題と考えていた訳ではない。ブルジョワは第2回会議後、1907年の講演で「軍縮は結果であって（平和の一引用者）準備ではない⁽⁹⁾」と述べている。ブルジョワにとって平和を準備するのは、仲裁や国際司法制度である。

(b) 仲裁と国際司法

第1回会議において「ロシアは、武力紛争抑制のための平和的手段の問題を第二級の地位にしか置いていなかった⁽¹⁰⁾」が、成り行きによって、第三委員会が設置され、紛争解決のための条約案が作られることになった。この委員会の委員長がブルジョワであった。

(7) *Ibid.*, pp.29.

(8) *Ibid.*, pp.32. 外務省編『日本外交文書・海牙萬國平和会議』第一巻、409頁。

(9) *Pour la société des nations*, p.175.

(10) *Ibid.*, p.35.

言うまでもなく、第1回会議の最大の成果と言ってよいのが、常設仲裁裁判所の設置である。この第三委員会の5月26日の第1回会合で、ブルジョワは「法を確立し、紛争が生じた場合、諸国家間の関係を裁判によって解決する」ことを一般原則として、仲裁に訴えることが可能なケース、仲裁への訴えを義務的または任意的とするケースの特定、仲裁手続き、仲裁条項を国際的議定書へ導入するか、常設的な国際制度を設置するか等の検討を提案する。

検討の結果、国際調査委員会制度とともに常設仲裁裁判所が設置されることになるが、当事国が仲裁に訴えるかどうかは任意的なものとなされ、また仲裁に訴えた場合、当事国は各国政府が指名した裁判官リストの中から裁判官を選択できることになった。

このとき、ブルジョワは紛争当事国の応訴義務（*obligation de recourir à la procédure d'arbitrage*）を主張していた。だから、義務的調停（*obligatory arbitration*）の語が条約に書き込まれないことが残念だと随所で述べている⁽¹¹⁾。またブルジョワは、「国際紛争平和処理条約」の前文において「文明国の連盟」という語も導入しようとした。

「全般的平和の維持に協力する断固たる意志を持って、国際紛争の友好的解決を全力で促進することを決意し、文明国連盟の成員を結びつける連帯を承認し、法の支配を拡張するとともに国際正義の感情を強化することを欲し、全独立国が利用可能である常設仲裁司法制度が、効果的にこのような結果に貢献しうることを確信し、仲裁手続きの全般的規則的組織の利点を考慮し、万国平和会議の至尊なる発議者とともに、国家の安全と人民の幸福が依拠する衡平と権利の原則を国際条約において申

(11) *The Proceedings of the Hague Peace Conference*, Oxford University Press, 1920, p. 707, p. 769.

請なものとするのが重要であると考えて、……⁽¹²⁾】。

外務省編『日本外交文書・海牙萬國平和会議』では、la société des nations civilisées が「文明国団」となっているが、ビュイッソンは、後年1918年1月31日の「私立社会科学コレージュ (College Libre des Sciences Sociales)」における講演の中で、「国際連盟 (la société des nations)」という語はフランス起源のものであり、それを1899年以後導入したのはハーグ平和会議フランス代表のブルジョワであったこと、「国際紛争平和的解決条約」の前文に「文明国の連盟 (la société des nations civilisées) の成員を結びつける連帯を承認し、……」の文言が入ったのは、フランス代表の要求によるものであること、これらの表現は、ブルジョワが委員長を務めた1899年と1907年の「仲裁委員会」の文書において頻繁に現れていることを、強調している⁽¹³⁾。

もちろん、国際連盟観念が最初から明確な形をとっていたわけではないであろうが、その萌芽は確かにハーグ平和会議の仲裁裁判にあったと言ってよい。仲裁裁判制度を確たるものにするためには、諸国家間の国

(12) 国際紛争平和的処理条約の訳は、外務省編『日本外交文書・海牙萬國平和会議』第一巻の792-804頁にあるが、読みやすさを考えて、筆者の私訳を用いた。原文は以下の通りである。

Animés de la ferme volonté de concourir au maintien de la paix générale; Résolus à favoriser de tous leurs efforts le règlement amiable des conflits internationaux; Reconnaissant la solidarité qui unit les membres de la société des nations civilisées; Voulant étendre l'empire du droit et fortifier le sentiment de la justice internationale; Convaincus que l'institution permanente d'une juridiction arbitrale, accessible à tous, au sein des Puissances indépendantes peut contribuer efficacement à ce résultat; Considérant les avantages d'une organisation générale et régulière de la procédure arbitrale; Estimant avec l'Auguste Initiateur de la Conférence internationale de la Paix qu'il importe de consacrer dans un accord international les principes d'équité et de droit sur lesquels reposent la sécurité des États et le bien-être des Peuples;……

(13) F.Buisson et als., *Vers la société des nations*, N.Girard & É.Brière, 1919.

際的連帯組織が必要だからである。

さて、ブルジョワは1903年には、仲裁裁判所の裁判官に就任し、幾つかの仲裁に携わるが、1907年の第2回会議では、仲裁手続きの改善が企図され、ブルジョワが再び委員長を務める。ブルジョワは、委員会の第1回会合で、常設仲裁裁判制度によって「国際正義の観念」が現実の領域に入るようになったと述べ、その8年間の成果に言及しつつ、改善課題について述べている。第一は、拿捕、借款回収等の領域への仲裁または国際司法の対象範囲の拡大である。第二は、仲裁への訴えの義務化であり、その適用ケース、手続き、条件である。すでに複数国間では特定の対象について応訴義務が条約の中に個別的に導入されているが、一般条約化することが可能かどうか。そして第三に、制裁の保障である。

この検討委員会の議論でも、応訴義務が焦点になる。ブルジョワは委員長として、次のように総括する。第一に委員会は応訴義務（英米提案）を支持する。第二に、応訴義務の対象範囲は、様々な条約の全体ではなく、特定のものに限定する。第三に、将来は応訴義務を国際的行動の全対象に適用する。

そして、条約改正案の投票にあたり、次のように述べる。第一に委員会は応訴義務の原則と、応訴義務は「法的紛争と条約解釈に関わる紛争全てに」適用されることを提案する。その際、一般条約化されること、しかし、国家の独立や重要問題を対象としないことを留保条件とする。第二に、個別的条約においては留保なしの応訴義務を導入する権利を認める。また、幾つかの特定の対象については、留保なしの応訴義務を導入する権利を認める。

ブルジョワは、委員会提案への賛成投票を促すとともに、「諸国家間の平和的解決を、この「国際連盟」の第一の目的とする⁽¹⁴⁾」と1899年に

(14) *Pour la société des nations*, p.40.

すでに語られていたことに注意を促す。そして、応訴義務について個別条約を積み重ねるよりも、一般条約化することを提案する。

そのうえで、提案は夢想であり、一般的な仲裁条約は様々な国家の現実的利益と合致しえないとする批判に次のように応じる。すなわち、われわれは様々な国家の力の状況を修正しようとしているのではないし、国家の歴史的伝統が要請する正当な発展に干渉しようとするのでもない。各国民は、道徳的威厳において他国と平等で、大小、強弱を問わず権利の尊重には等しい資格を、義務の達成には等しい義務を持つ主権的人格である。平和会議に参集した諸国家は、相互の間で「法の支配」を拡大し、皆に等しく自然の発展を保障しようとしているのである。これは夢想ではなく、物質的、経済的、知的、道徳的なあらゆる交換が日々増大し、そこから生まれる諸国家間の連帯がかくも緊密になっていることに基づくのである。ここには共通の利益が認められる中心があり、共通利益の相互保障が仲裁条約や国際司法によってなされるのである、と。

続いて国際司法に移ろう。ここでの議論は、常設仲裁裁判所とは異なる裁判所の設置に関わる。

第1回会議では、英露から仲裁裁判よりもより簡易に紛争処理ができる調停裁判所（Tribunal arbitral）のような国際司法制度を作ることが提案された。ブルジョワはフランス代表として原則的に賛成だけれども、世界の現状では、様々な国を代表する裁判官の一定数によって構成され、常時係争問題を扱う裁判所を制度化するのは困難だとする。当事者によって選択される仲裁者ではなく、選択にならない私法的意味での裁判官を備えた常設的な裁判所は、その裁判官の公正さがいかに気高くても、世界世論の目には国家の代表と映るし、そうであれば、政府は裁判官が政治的影響にさらされていると見るから、完全に無私の司法であるかのようにこの裁判所に訴えることはないであろう。

こうして、調停への訴えの自由と調停者の選択の自由が成功の条件で

あり、この二重の条件のもとであれば、常時訴えることができる常設的制度に賛成であると言う。そして、調停裁判の文書課、秘書室、記録保管所として常時機能する国際事務局の設置にも賛成だと述べ、この事務局に調停への訴えを促進するイニシャチブをとる権限が付与されることが望ましいと言う。

第2回会議では、次のように発言している。

先ず1907年8月3日の委員会では、1899年設置の常設仲裁裁判所と両立するようなより迅速で便宜的な仲裁機能の確保を主張する米口案に賛成しつつ、次のように言う。仲裁を促進するために、二つの異なった考え方がある。ケースを限定した応訴義務と強固に構成された裁判所の常設化である。フランスはこの二つを分離させないことが必要だという考えだとしてつつ、ブルジョワは次のように言う。政治的問題では裁判官の選択の自由は必要だが、純粋に法的な問題については、正真正銘の裁判官によって構成された正真正銘の裁判所が最も権限のある機関と考えられる、つまり、問題の性質によって、仲裁裁判所か新たな裁判所か選択することが適切である。同様に応訴義務も全ケースに拡大することは不可能だと言う。ここでも、政治的問題と法的問題を区別することが重要であり、政治的問題では応訴義務を一般条約に導入することは可能ではないが、法的問題では留保なき義務を導入することは全国家にとって受け入れ可能であるし、「名誉と重要利益」の条項を拒否することは可能である。

こうして、ブルジョワによれば、常設性と応訴義務の領域において同じ結論が導かれる。一般的な仲裁の領域では、義務的なものと任意的なものがある。政治的領域は一般的に義務化することに同意が得られない領域である。常設性の領域では、それが適切な領域があるが、1899年の常設仲裁裁判所システムが適切な領域もある。

結論的には、法的問題については常設裁判所が適切で、応訴義務が可

能であり、政治的問題では訴えは任意的で、裁判官よりも仲裁者が相応しい。そのうえで、ブルジョワは、1899年の常設仲裁裁判所と並んで真に常設的で真に司法的な裁判所（Tribunal）の設置を提案する。そして、委員会の部会では、国際捕獲審検所（Cour de Prise）が提案され、戦時司法に着手していることに注意を促し、「平和の軍事的組織化」から「戦争の平和的組織化」段階への移行が行われているのであり、そこからさらに「平和の司法的組織化」へ移行することを訴える。

10月11日の最終委員会では、委員会の成果と課題について次のように述べている。第一の成果は国際捕獲審検所であり、海洋諸国民間の世界的司法の枠組みを形成する決定を行う裁判所の構想である。第二に、1899年の条約改正の検討であり、調査委員会の制度化が完成を見た。仲裁手続きの柔軟化も行われた。第三に、成案を見なかったが、応訴義務について審議が行われた。第四にアメリカの動議に基づき、債権回収の際、仲裁に訴える前の武力行使の禁止が承認された。第五に、成案を見なかったが調停裁判所等が検討されたこと。

言うまでもなく、常設仲裁裁判所と並ぶ「真に常設的で真に司法的な裁判所」の構想は、第一次世界大戦後の国際連盟において実現されることになる。ブルジョワにおける常設国際司法裁判所構想の出発点はここにある。

(c) 国際的義務

最後に国際的義務についてであるが、これは紛争解決における非当事国の道徳的義務の問題であり、紛争当事国の仲裁応訴義務が合意を得られなかったことから、仲裁による紛争解決を促進するために導入を主張したものである。

第1回会議の1899年6月9日、ブルジョワは、仲裁のメカニズムを促進する方法に関するエストウルネル・ド・コンスタンの提案に関して次のように発言している。エストウルネルの提案は以下のようなものであ

る。国家間に紛争が起こった場合、事務局長が政治的責任を負って介入することが考えられるが、重要なのは、仲裁が義務であるという新たな道徳的雰囲気を作り出すことである。特に、諸国が仲裁を提案することを義務と見なすことである。ブルジョワは、このようにとらえて、「国際紛争平和的解決条約」に「義務（devoir）」の語を書き入れることを提案する。今後国家は相互に無関心ではありえない。紛争が起こったとき、非当事国はもはや冷やかな中立者ではなく、全般的平和の保存を義務とする連帯した隣人になることの道徳的義務を負う（第27条）のである。

これに対して、この非当事国の義務は大国による介入を招くのではないかとする疑義が提示されるが、ブルジョワは、そのようなことが起これば、第1条の加盟国は国際紛争の平和的解決のための努力義務の精神に反すると言う。第27条の道徳的有効性は、平和維持のための共通の義務が国家間で承認されるということであり、第27条は大国よりも小国に有利なものとなるだろう。それは、およそ法律が人間間では弱者の保護の役割を果たすことは、国家間でも同様だからである。

A.D. ホワイトは回想録で、ブルジョワが「義務」の問題にいかにか拘ったかを力説しているが¹⁵⁾、これも国際連盟と紛争解決の司法的基盤を支える道徳的基盤を築くためであった。

以上のように、ブルジョワはすでに第1回ハーグ平和会議から、国際連盟（Société des nations）に言及しており、国家の名誉と重要問題については扱いをためらっているが、仲裁裁判の常設化と応訴義務の拡大、さらに、国際司法裁判の領域拡大と応訴義務の領域拡大を推進しようとしていた。すなわち、「法の支配」の領域の拡大によって、国家間の紛争を解決しようとするのが、ブルジョワの戦略であったが、ニコーによ

15) A.D.White,*The First Hague Conference*,HardPress Publishing,1905,p.106.

れば、この応訴義務は戦争に訴えないことを意味するという点で、1928年のケロッグ＝ブリアン条約（パリ平和条約）に先行する位置を持つことになる¹⁶⁾。

国際連盟構想も、このハーグ平和会議の達成に基づいて練り上げられていくのであるが、これがウィルソン構想との亀裂のもとにもなる。これは後に見よう。

（3）ハーグ平和会議から国際連盟へ

以上が、ブルジョワが総括した第1回会議と第2回会議の概要であるが、二つの会議に並行して、ブルジョワは、ハーグ平和会議の意義を説くための啓蒙活動を行っている。

第1回会議の後で行われた講演としては「懐疑的でもなく、短気でもなく」（1899年）、「トランスヴァール戦争と平和会議」（1902年1月20日）、「普遍的良心」（1904年11月28日）、「諸国家間の法の状態」（1907年3月10日）等があるが、いずれも啓蒙的なものである。

1907年の第2回会議以後は国際連盟について語られる頻度が高くなる。

「第2回平和会議報告」（1907年）では、仲裁と国際裁判の領域、戦争法規の領域における進展があったことが報告され、1899年には「国際的共同体 (communauté internationale)」が創設されたが、1907年には新たな発展があり「国際連盟の存在に必要な規則」の明確化も試みられ、「国際連盟の最初の特徴」すら見ることができるといふ表現も見られる¹⁷⁾。

「1907年の論争」（第2回ハーグ会議に関する Ernest LEMONON の著作の序文）、及び調停議員団主催の会合における演説である「法の支配」（1907年11月14日）では、「1907年には法の支配が全世界に拡大した」

(16) C.Nicault, Léon Bourgeois, militant de la Paix(1899-1918), dans A.Niess et M.Vaisse, Éditions Dominique Guénot, 2006, p.60.n.55.

(17) *Pour la société des nations*, p.154.

と述べられ、先にも触れたように、平和の法的組織が重要なのであり、軍縮の問題は除外されたけれども、「軍縮は結果であって（平和の）準備ではない」とする。軍縮から平和ではなく、法による平和から軍縮へというのが、ブルジョワの構想である。

こうして、ブルジョワは国際連盟構想が具体性を持ち始める。

『国際連盟のために』の「序論」に置かれている「平和の条件」（1909年の第四回平和国民会議講演）では、ウェストファリア、ユトレヒト条約、ウィーン条約以来の勢力均衡外交の批判が行われ、「かくも多くの策略が混じりあっているヨーロッパにおいては、一つの紛争も局所化されず、同盟、合意、公的なまたは秘密の条約のゲームによって、大陸の一点で火がついた火事は、文明全体を台無しにする全般的動乱に至る危険がある⁽¹⁸⁾」と言う。

そこで、「力の外交」に対して「法＝権利の外交」を打ち立てなければならない。この原理は、国家の内的平和、社会的平和の条件を規定する簡潔な表現に要約される。それは、国際秩序にも適用される。「秩序なしに調和はない、平和なしに秩序はない、自由なしに平和はない、正義なしに自由はない」という原理は（『社会保険政策』にも同一の表現がある）、国内・国際いずれにおいても妥当するものである。

したがって、国家主権も相対化されなければならない。「外交には触れるべからず原理があったとすると、それは国家の絶対的主権の観念であった。ところで、この主権は、法＝権利に照らすと、新たな様相をとった。主権はもはや絶対的ではなく、相対的である。正義を越える原理はもはやありえなかった⁽¹⁹⁾。」

こうして、強制的な仲裁裁判の必要が高まってきたのであり、いまや

(18) *Ibid.*, p.15.

(19) *Ibid.*, p.18.

「国際連盟の必要」性は疑いないという。

「国際連盟」（1908年6月5日の政治学院講演）では、2回のハーグ平和会議の目的を、軍縮でも軍備制限でもなく、国際生活の法的組織が目的であったと述べ、国際生活の法的組織のための4つの条件として、諸国家間の合意、共通の法＝権利の受容、この原理の正確な適用、有効な道徳的または物質的な制裁と国際法の執行を保障する国際司法が不可欠だとする。そして、現在の組織の不完全性の第一因は、仲裁義務の原理は一定の領域で認められたけれども、応訴義務が認められていないことだとして、「国際連盟」への発展を訴えている。

ただし、ブルジョワが考える国際連盟はヨーロッパ中心的なものである。その構成メンバーには「ヨーロッパとアメリカの『文明』世界に属する国民」だけが考えられている²⁰⁾。

もちろん、文明対野蛮という構図において、ヨーロッパとアメリカ中心の国際秩序構想を考えていたのは、ブルジョワ一人にとどまらない。アメリカの国際法学会を代表するエリユー・ルート（Elihu Root）たちにしても、大差はない²¹⁾。

例えば、1902年の「トランスヴァール戦争と平和会議」は、下院での演説であり、第1回ハーグ平和会議の終結後に起こったトランスヴァール戦争（ボア戦争）を主題とするが、フランス国内では、ファショダ事件もあってトランスヴァール戦争におけるイギリスへの批判と、ハーグ平和会議協定が対応できないことへの不信が高まり、これを承けて行われたものである。ここでは、ブルジョワは、ハーグの成果として国際機関・常設裁判所の設置を強調しつつ、トランスヴァールは会議に招かれなかったこと、したがって、条約に署名しなかったこと、また、条約

(20) C.Nicault,op.cit.,p.48

(21) 三牧聖子，前掲書，第一部第1章「黎明期のアメリカ平和運動」78-82頁。

署名国のイギリスも、仲裁裁判を義務づけられていないことから、仲裁裁判が行われなかったと釈明している。

周知のように、この時期、ホブソン『帝国主義』（1902年）が書かれているが、ブルジョワの態度は、ハーグの成果を防衛することに主眼が置かれているものの、イギリスへの非難めいたことは一切ない。首相時代には自らもマダガスカル派遣軍の増兵を推進したこと、また植民地拡大を当然のこととして追求する当時のフランス外交を考えても、ファショダ事件を経て、仏露協商から仏英協調に向かう状況であるから、当然といえば当然であるが。

「懐疑的でもなく、短気でもなく」（1899年）は、メリニャック（M.Mérimhac）のハーグ平和会議に関する書物の書評である。ハーグ平和会議の成果を強調する防衛的性格の強いものであるが、義和団事件に対しては「ヨーロッパ文明に対する中国的野蛮の反乱²²⁾」という表現も見られ、やはりヨーロッパ中心的発想が強く現れている。

そして、「大西洋文明とハーグ平和会議」（1913年12月2日）という、南北アメリカの外交代表団を迎えて行われた式典におけるスピーチでは、次のように述べている。

「あなた方は皆、第一に共和主義的理念を代表している。同じ政治原理への賛同、国民主権への同じ信念、近代民主主義の自由な制度の将来と平和的發展への同じ信仰を持つということは、合意と親愛の情のありふれた理由ではありませんでした²³⁾。」

「ラテンアメリカのわが兄弟たちに対して、私は、我々には種族（race）

22) *Pour la société des nations*, p.121.

23) *Ibid.*, p.246.

の同一性の意識が政治思想の同一性の意識と混じりあっていると言う必要はほとんどありません。見事に我がフランス語を話している、あなた方共和国の雄弁家の話を聞くと、同じ文化が我々の政治思想を形成したのだと理解できます²⁴⁾。」

もちろん、フランスだけが大西洋文明を代表するわけではない。

「しかし、北米の合衆国の友人たちとは同様ではなかったでしょうか。確かに彼らに向き合うと、言語の差異が与える難点を第一に感じます。しかし、ある思考様式や表現様式によって、アングロサクソン精神がわれわれと自ずと対立しても、それはつまり、その色によって完成される、いわば光の全体が要約される高次の調和を形作るための、補完的な色のようなものです。この障害がいったん克服されると、われわれが勝利させようとしているのが、別の形で、別の言語で示された同じ思想であることがすぐに理解されます²⁵⁾。」

中南米諸国の独立が、アメリカ独立革命のみならず、フランス啓蒙思想やフランス革命の影響のもとで行われたことを踏まえて「大西洋文明」の意義を強調しているのであるが、それとは裏腹にオリエンタリズム的思考もそこには見られる。

「新しく若い文明の息子であるあなた方のおかげで、何世紀にもわたる東方から西方に向かって行われた征服の後で、あなた方の領土で人口を増やし文明化するために、新しい征服—今度は平和的なものです—が西

²⁴⁾ *Id.*

²⁵⁾ *Ibid.*, p.247.

方から東方に向けて行われるのです。15世紀以来、あなた方のところまで人間性の生活を押し寄せた大潮が、再び戻り、いまは遠方のアジアの果てまで、古い大陸政治の障壁を越えて、勝利の波の力をもたらすのです²⁶⁾」。

いずれにしても、ブルジョワの国際連盟構想が、「文明化の使命」という思考枠組みの中での国際組織論という色彩を持っていたことにも注意しておきたい。

第二節 国際連盟の創設とブルジョワ

1914年6月28日セルビアの一青年によるオーストリア皇太子射殺事件を端として、7月28日オーストリア＝ハンガリーがセルビアに宣戦布告、第一次世界大戦が勃発する。8月1日、ドイツがロシアに宣戦布告、3日にフランスに宣戦布告。4日にはドイツ軍がベルギーに侵入し、イギリスと開戦。当然のことながら、第3回ハーグ平和会議は開催されることはない。

当時、フランスの大統領はポワンカレで、ヴィヴィアニ首相のもと急進社会党中心の内閣が組閣されていた。ブルジョワは閣外にあったが、ほぼ1年間、10県にわたる非占領地域の議員集団代表になり、北部と東部の戦闘地域にも赴く²⁷⁾。1915年10月29日のヴィヴィアニ内閣崩壊後、ブリアン内閣で無任所大臣、1917年3月20日成立のリボ内閣では労働大臣を務めるとともに、7月22日「国際連盟組織に関する政府委員会」委員長に任じられ、国際連盟規約フランス案の起草に携わる。

以下、『1919年の条約と国際連盟（*Le Pacte de 1919 et la Société des*

²⁶⁾ *Ibid.*, pp.254-255.

²⁷⁾ M. Sorlot, *op. cit.*, p.252.

Nations, 1919』及び『国際連盟の事業 (*L'Œuvre de la Société des Nations*, 1923)』等を題材に、第一次世界大戦開戦から国際連盟創設時及び連盟の活動開始時のブルジョワの思想と行動を辿ることにしたい。

その際、次のように、局面の変化に応じて3段階に時期区分して進めることにしたい。

第一段階—休戦まで

第二段階—休戦以後、講和条約調印・国際連盟規約成立まで

第三段階—講和条約調印・国際連盟規約成立以後

(1) 第一段階—休戦まで

まず、戦時期から休戦までのブルジョワの国際連盟構想を、『1919年の規約と国際連盟』を手がかりとして見よう。

〈1〉ブルジョワの連盟規約案

「武装平和と国際法の組織」(1916年5月30日)は、A. デビドゥールの『ヨーロッパ外交史』(A. Debidour, *Histoire diplomatique de l'Europe*, 1916)の序文であり、本の内容を紹介し、コメントしたものである。

ブルジョワは、デビドゥールに依りながら、1878年から1904年までの外交史を辿り、この時代を「力の観念」に従属した「正義なき平和」の時代ととらえ、1904年、仏露同盟後に英仏協商が結ばれることによって、「ヘゲモニーの観念」と「国際的法組織の必要性」の観念という二つの力が拮抗する状況が生まれたとする。前者を代表するのがビスマルクとギヨームII世のドイツであり、ヨーロッパ帝国主義から世界帝国主義を志向する。後者は、1891年の仏露同盟、1904年の英仏協商によって形をとり、正義と法の観念の発展と国際的司法機関の発展を志向する。この二つの力の対抗は、ハーグ平和会議においても露になり、英仏露米伊が戦時法の法制化、国際的調停組織の必要を主張したのに対して、独塊が

反対派を代表し、応訴義務にも反対した。第一次大戦は、ドイツの軍国主義によってもたらされた、二つの政治の闘争の「悲劇的決闘」だとするのである。

ここから分かるように、ブルジョワは左派に見られたような対独融和的な平和主義の立場は一貫してとらない。ニコーによれば、ブルジョワは「平和に燃えた愛国者²⁸⁾ (patriote épris de Paix)」なのである。だから、1913年の兵役3年制にも賛成するし、大戦勃発後の神聖連合にも賛成する。そして、国際連盟構想、法による平和、国際軍構想も、ドイツ封じ込めという文脈から分離できなくなる。

「同盟政策か連盟政策か」（1916年11月13日）は、「政治社会研究国民委員会」における調書の抜粋であるが、すでに国際連盟の実現可能性について論じている。

そこでは、ドイツ人のメンタリティの変化が必要で、これがない限り同盟は必要だとして、講和条約調印のその日に連盟設立は問題になりえないと言う。そして、ブルジョワは、第一段階で講和条約を締結し、第二段階で条約の執行を行い、ドイツの軍事力を無力化する。そして、第三段階で連盟創設を開始するという3段階が必要だとする。

連盟は、ドイツの軍事攻撃に対してフランスを守るという点で必要であり、加盟国の軍備管理と軍事力査察 (vérification) システムを備える必要があると言う。ブルジョワによれば、国際的コントロールがなければ、ドイツは戦争を繰り返す恐れがあるからである。

そのうえで、連盟は、強者に対して弱者が不利な立場にある勢力均衡政策に替えて、フランスと諸国民に安全と平和を保障する「法の政策」を実行するものだとして、連盟の必要性を訴える。「連盟が構成されなければ法の政策はない」のであり、「法の防衛はフランスのイメージで

²⁸⁾ C.Nicault,op.cit.,71.

ある。フランスはこのために戦っている⁽²⁹⁾』と言う。そして、中立国の問題に触れて、アメリカ(ウィルソン)は戦争の真の原因を知らない(ウィルソン)として、対独戦争に加わるよう訴える。

1917年に入り、リボ内閣のもとで、「国際連盟組織に関する政府委員会」が設置され、1917年7月22日からブルジョワが委員長となって、連盟規約を検討する。メンバーは、ブルジョワを含め、外交官、国際法学者等12名からなり、そのうち連盟に好意的であったのは7名で、9月28日に検討作業を開始し、1919年3月8日まで25回開催される⁽³⁰⁾。

「連盟のフランスの計画」（1917年9月28日）は、この委員会の報告であるが、フランスは連盟組織のプランの準備に着手したこと、これは2回のハーグ会議によって必要性が指摘されてきたことを述べた上で、次のように言う。

先ず、国際連盟という表現に関して、普遍的な国家なのか、国家の丸ごとの主権とアソシアシオンにおける権利の平等を目指すのか、あるいは普遍性に向かうのか、相互保障を望む国家に限定するのかといった対立があるが、委員会が目指すのは「諸国家間の法的アソシアシオン」であり、司法的権力の創出だとする。ブルジョワによれば、すでにハーグ裁判所は存在するけれども、制裁力を欠くという欠陥があった。新たな司法的権力にはサンクションが不可欠であって、a. 経済的、b. 外交的、c. 軍事的な制裁力を備えること、特に各国の軍備制限と国際軍事力の形成を行うことを主張し、連合国の合意形成を速やかに行う必要があると述べている。

(29) L.Bourgeois, *Le Pacte de 1919 et la Société des Nations*, Bibliothèque-Charpentier, 1919,p.20.

(30) S.G.Blair, *Les origines en France de la SDN. Léon Bourgeois et la commission interministérielle d'Etudes pour la Société des nations (1917-1918)* dans A.Niess et M.Vaisse,*op.cit.*,pp.73-101.

この頃、国際連盟設立に向けた動きとして、ビュイッソンの構想もあった。ビュイッソンは、ドレフュス事件時に結成された人権擁護同盟の会長を務めており、1917年（日付不詳）に「国際連盟—その諸原理」を人権擁護同盟の会議報告として発表している。この新カント主義者は、カントの構想を越えて、世界政府構想に近い構想を提案している。すなわち、国際連盟を「国際的主権組織」として、立法・司法・行政の三権力を備えたものとして提案している。

「個人の自由と平等が、意見や信念や、希望あるいは敬虔な誓いという価値しか持たなかった限りでは、封建制の世界において何も変化はなかった。人間が観念を行動に移し、新体制を基礎付けるために憲法を制定し、憲法を適用するために法律を制定し、法律を適用するために制裁を制度化し、制裁を適用するために裁判官と憲兵を制度化した日から、全てが変化したのである。

国際連盟についても同じである。

理論的概念の状態のままでは、国際連盟は知的徳しか持ちえない。それが形をとる場合にのみ、世界に影響力を持つだろう。

そして、国際連盟が主権的制度になるためには、国民主権と同じく、国際主権に不可欠の三権力の現実性を有しなければならない。

立法権力は、法律が市民を結びつけるように、人民を相互に結びつける国際秩序の一般的協定を公布する任を負う。

司法権力は、すべての個別ケースとすべての係争に国際法を適用する任を負う。

執行権力は、公的権威を持つ行動に対するすべての抵抗を抑止する任を持つ⁽³¹⁾。」

(31) F.Buisson, *La Société des Nations, les principes*, 1917, pp.6-7.

ブルジョワの構想は、ピュイッソンたちの世界政府構想とは異なることは言うまでもない。

1918年6月8日には、「国際連盟組織に関する政府委員会」の作成した国際連盟案が示される。その構成は、1. 国際連盟が構成される諸原則の説明、2. 外交的・司法的・経済的制裁、3. 軍事的制裁、4. 国際議会の役割と機能、5. 国際議会の構成と常任委員会、となっている。

そこでは、まず国際連盟の観念は、1899年と1907年のハーグ平和会議を通じて形をとってきたものだと述べられ、平和条約とは別個に検討されねばならないとされている。そして、それは、今次大戦のような暴力的試みとある人民の支配の企ての再来を阻止するために法の支配を目指すものであること、それは国際的政治国家を目指すのではなく、紛争解決において力を法に置き換えることによる平和を目指すことなどが述べられ、そこには国家として構成され、代表制度を備えた国民が参加を認められるとする。そして、政府の責任者と代表から構成される国際的機構（理事会—筆者）によって代表され、この機構は、1. 国際裁判所を設置し、2. 仲裁によって加盟国の紛争の解決に務め、3. これが不可能な場合には国際裁判所に委ね、あるいは自ら紛争解決に努め、4. 自らの決定と裁判所の決定の執行を保障し、その要請に応じて、各国家は違反者に対して経済的力、海軍と軍事力を用いることを約束する。5. 各国家は同じく国際機構の要請に応じて、非加盟国で他国を支配しようとする国家に対して、経済的力、海軍と軍事力を用いることを約束する。そして、国際裁判所は紛争について判決を下し、法の侵害に対しては補償を命じ、必要な制裁を命じる。

制裁には、外交的・司法的・経済的制裁があるが、委員会案が重視するのは、軍事的制裁である。軍事的制裁のためには、国際軍（force international）が必要で、国際常備軍か多国籍軍の形をとる。国際機構は、自らの決定と裁判所の決定を執行するため、また連盟に向けられる可能

性のある軍事力を抑制するために、国際軍の兵力を決定し、割当を行う。常設国際参謀本部は連盟に関わる軍事問題の研究を行い、各国は各国を代表する1名または複数の将校を定められた割合で指名し、国際機構がそのリストに従って3年間の任期で指名する。この常設国際参謀本部は、国際機構の統制のもとで、共通軍事力の組織と軍事作戦行動に関わるすべてを付託され、国際的兵力と兵器を査察し、国際軍事組織においても各国の兵員の構成等においても改善を提案できる。そして、必要が生じれば、国際機構が総司令官を指名し、総司令官が参謀長とその補佐官を指名する。

国際連盟が加盟国の平和を維持するためには、国際議会（conseil international, international body）が必要である。それは、紛争時には、調査、仲裁等により、紛争解決に努め、解決に至らない場合には、法的問題であれば国際裁判所に委託し、判決の執行を多種の制裁によって保障する。そうでない場合には、自ら直接解決に務め、決定を下し、当事国に通告する。国際議会は、加盟国政府代表によって構成され、年一回の総会を開催する。15カ国で構成され、任期付の常任委任国を選出する。これが総会の準備にあたりるとともに、緊急時に総会を招集する³²。

以上が政府委員会案の骨子であるが、「連盟は平和確立前に連合国間で形成されなければならない」（1918年7月6日）は、この委員会案が同盟国に伝えられたことを承けて、「ル・マタン紙」のインタビューに応えたものである。

そこで、ブルジョワは、1918年1月18日のウィルソンの14カ条宣言における連盟の言及に触れ、「フランスが先鞭を付けたこの領域で、即座に行動しなければならない³³」と訴え、連盟は「超国家ではな」いし、

³² *Le Pacte de 1919 et la Société des Nations*, pp.197-215.

³³ *Ibid.*, p.49.

主権への攻撃を意図するものではなく、国家の独立性の自由の完全な行使を承認するものであるとして、連合国間の合意から連盟創設へ進める必要を訴える。

政府委員会の作成した国際連盟案は、英米に伝えられる1918年6月8日以前の4月には作成されていたようであるが、後に見るように、国際連盟規約案の作成は英米主導で進められる。これには、次のような理由がある。

第一に、1917年には西部戦線が膠着し、敗戦気運が漂う中で、ポアンカレ大統領はクレマンソーを首相にする決断を行い、クレマンソー内閣が1917年11月19日成立したことである。クレマンソーのジャコバンの愛国主義は対独復讐主義を基本としており、国際連盟には消極的であったことはよく知られている。ソルロによれば、クレマンソーは、国際連盟の実現は先の話で、同盟国との協力があっても連盟は創れないだろうと、ポアンカレに話していた³⁴⁾。また、終戦後、講和会議が始まる1919年1月においても、「勢力均衡」の復活という伝統的思考に囚われていたとされている。

ブルジョワは、委員会の結論を1918年4月にクレマンソーに伝え、英米と同盟国政府に伝達するよう迫った。しかし、クレマンソーは連盟に懐疑的で、ブルジョワの要請を無視する態度をとっては夏まで同盟国には伝えなかったし、委員会メンバーに箝口令を布いた。ブルジョワは、委員会案に好意的な世論喚起に務めるが、結局ウィルソンの構想の仕上げには影響を持たなかったとされる³⁵⁾。

ここには、ジャコバンの体質の強いクレマンソーと連帯主義者ブルジョワとの折り合いがもともと悪かったという背景を見てとることもで

³⁴⁾ M.Sorlot, *op.cit.*, p.271.

³⁵⁾ C.Nicault, *op.cit.*, pp.70-71.

きるが、ブルジョワ案が影響を持たなかったのは、このようなクレマンソーとの確執によるものだけではない。

第二に、連盟構想の内容について、フランス案は英米の構想と異なっていた。

アメリカの参戦は1917年4月6日のことであるが、周知のように、ウィルソンによる14カ条宣言の骨子は、1. 公開外交及び秘密条約の禁止、2. 公海の自由、3. 経済障壁の除去及び公平な通商条件の確立、4. 軍備縮小、5. 植民地住民と当該政府の利害関係の公平な調整と民族自決、……中略……、14. 政治的独立と領土保全の相互保障のための戦後国際組織の設立、であった。簡潔に言えば、戦後国際秩序は、民族自決、領土保全、海洋の自由、自由貿易、軍備縮小等が基本原則とされている。

この前に、ウィルソンは、1917年9月頃から、大統領補佐官 E. ハウスに戦後国際組織について検討を進めるよう指示していた。イギリスでもウォルター・フィリモア卿を長とする委員会で、国際連盟構想がまとめられる（1918年3月）。

このフィリモア案は、常設議会（a permanent conference）と仲裁手続き、制裁手段に関する規定を骨子としているが、フランス案と比較すれば、総会の開催は定期的ではなく緊急時に限定されている、常設国際裁判所への言及もなく、義務的仲裁も避けられており、軍縮についての言及もないといったもので、限定的な連盟構想といった特徴がある。

だから、1918年8月、フィリモア委員会もフランス案を検討したようであるが、総会の定期開催、執行委員会（理事会）と国際裁判所、国際軍の創設等を内容としたフランス案には懐疑的意見を呈している。

他方、ウィルソンはフィリモア案の検討をハウスに命じ、フィリモア案を取り入れたハウス案が7月16日にできあがる。これを承けて、ウィルソンの最初の草稿が作られ、その後ヤン・スマッツ（南ア）の草案（12月）、ロバート・セシル（英）の草案（1919年1月）が提示され、1919年1月10

日にウィルソンの第2草案、その後第3草案、第4草案が創られる。この間、セシルとD. H. ミラー（米）の英米政府案（1月27日）が創られ、これにC. J. B. ハースト（英）の修正が加えられて、ミラーとハーストの案が創られ、2月3日から国際連盟組織委員会で検討が開始される³⁶。

国際司法裁判所については、スマッツ、セシル案に入っており、ウィルソンは、第1案から第4案まで言及していないが、ミラー・ハースト案には取り入れられていた。

篠原初枝によれば、先のハウス案は大国による連盟を構想しており、裁判所も構想に含まれていたが、その権限は限定的なものとしていたようである。そして、ウィルソンが望んだ領土保全概念が導入され、いかなる戦争も戦争の脅威も連盟の関心と規定され、武力制裁についても明示されていた点で、フィリモア案よりも、戦争の防止や制裁について一歩進んだものとされる。さらに、ウィルソンは、裁判所に関する条項の削除をハウスに指示したとされ、ウィルソンとハウスにとって、仲裁裁判によって紛争を解決するハーグ方式はあまり重要でなかったとされる。ウィルソン・ハウス構想は、加盟国が互いの領土保全を約束し、その約束が侵犯された場合は制裁を科すという強力な連盟であったと、篠原は結論している³⁷。

これまで見たように、ブルジョワ案は、ハーグ方式の延長上で、応訴義務を制度化し、違反国には国際軍が制裁を科すという構想である。したがって、ウィルソン構想とはもともとすれ違う性格のものであり、両者の確執が生じるのは必然であった。

もちろん、ここでも、国際司法の強化と国際常備軍構想はブルジョワ一人のものではない。アメリカでも、「世界最高裁」と「国際警察」の

³⁶ D.H.Miller, *The drafting of the covenant, Vol. 1*, New York, 1928, pp. 3-117.

³⁷ 篠原初枝, 『国際連盟』, 前掲, 33頁.

構想を主張する国際法学者たちがいた。しかし、ウィルソンの構想は、これらとは異なる。三牧聖子によれば、「ウィルソンは戦後国際秩序を構想する上で、国際法や国際法廷に重要な位置づけを与えていなかった。ランシング国務長官の回想によれば、ウィルソンは、法律家は先例や形式に囚われ、創造的に平和を構想できないとして、「法律家的な」発想に立脚したハーグ常設仲裁裁判所を軽蔑すらしていた。連盟規約の起草過程においてウィルソンは、常設の国際法廷の設立について終始無関心であったばかりか、その設立に関する規程を連盟規約に盛り込むことを極力排除しようとした³⁸⁾」のである。

だから、1918年6月に、ウィルソンとハウスはブルジョワ案をも検討したようであるが、S. ボンサルの『未完の事業（*Ufinished Buisness*, 1944）』は、次のように伝えている。

「その（ブルジョワ案の一引用者）際立った特徴は、常設スタッフの下での国際軍の規定であった。それは後に頻繁に「法律を遵守する諸国家の連盟の保安官」として言及されたものであった³⁹⁾」。

ブルジョワの構想は、司法機能を強化した「武装した国際連盟⁴⁰⁾」と言えるが、英米から見れば、国際軍は「法律を遵守する諸国家の連盟の保安官」なのである。

ブルジョワが、英米におけるこのような動きやフランス案に対する英米の反応を知らなかったことはおよそ考えられないが、この点は定かではない。

さて、1918年11月11日、第一次世界大戦休戦条約が結ばれる。この後、1919年1月25日にはパリ講和予備会談が行われ、国際連盟創設が採決さ

(38) 三牧聖子, 前掲書, 99頁。

(39) S. Bonsal, *Ufinished Buisness*, New York, 1944, p.20.

(40) S.G. Blair, op. cit., p.100.

れる。2月3日から国際連盟規約の検討会議が始まり、4月28日にはパリ講和会議で国際連盟規約草案が満場一致で採決され、6月28日にヴェルサイユ講和条約が調印される。そして、1920年1月10日に、ヴェルサイユ講和条約が発効し、国際連盟が正式に発足する。

休戦直前の「連盟の諸原理」（1918年11月10日）は「国際連盟のためのフランス・アソシエーション総会」での演説であるが、連盟は、第一に力による平和から法による平和への移行を目指すものであるが、力を否定するのではなく、正義の奉仕者・護衛者とすることを目指すこと、第二に、超国家を作ることではなく、主権は放棄せずに、主権の相互制約、自由の相互制約を目指すものであること、第三に、権利の相互保障のための「憲法（constitution）」となることを目指すことを、三つの基本原理とする。

そして、国際裁判所創設が最初に必要なことであって、すでに万国公法と調停は存在するものの、二つのものが欠如しているという。第一は、仲裁へ訴えることの義務的性格（応訴義務）であり、ハーグ平和会議においてドイツの抵抗によって妨げられてきたものである。第二は、不服従に対する制裁であるが、ウィルソンの提案は経済的制裁にとどまっていて、国際軍事力の介入が必要である。各国の兵員の割当、指揮命令系統の確保、平時における維持をどうするか、同時に各国の軍備制限の問題について、兵員と武器、軍事予算のコントロールをどのようにするか、等の問題は検討されなければならない。

さらに、諸国家間の平和維持を目的とした常設組織として国際理事会が必要で、国際司法裁判所の判決が下れば、それを執行するのは理事会の役割となり、裁判所の審理に付されない問題は理事会に政治的決定権力が付与されなければならない。

連盟への加盟条件としては、加盟国は民主主義国であること（ウィルソン）、代表制度を備えていること、法の下での自由と平等が保障され

ていることが必要で、それは、「国内の自由と平和が国外の平和と自由の条件」であるからである。ドイツが加盟国になる条件は、民主主義的で自由な国家になること、賠償支払いを行うことのほか、ドイツの軍国主義政府が倒れても、ドイツ人の魂が問題であるから、「力が法に優位する」という考え方を払拭するため政治革命だけでなく道徳革命が必要だと言う。

さらに、応訴義務の問題に関して、ブルジョワは、連盟規約の基本的条件として、各国家の名誉と重要利害に関する対象も留保なしに、国際裁判を受け入れることを挙げる。これなしに、仲裁義務の実現はできないし、各国家の重要利害は、戦争による破壊よりも衡平な調停によって保持されるのではないかと、言う。

こうして、連盟とは「戦争のリスクに対する相互保険契約⁽⁴¹⁾」のようなものであり、諸国家の互助協会である。言うまでもなく、ブルジョワは、連帯主義の論理を基礎にして、連盟を構想しているのである。

さて、以上、ブルジョワの連盟構想を見てきたが、ここで、その特徴に関連して、H. プルの所説に触れておきたい。プルは、イギリスの国際関係論の文脈においてであるが、国際関係理解の3つの伝統として、ホッブズの伝統、カント的伝統、グロチウスの伝統を挙げる。ホッブズの伝統は国際関係をホッブズにおける自然状態と同一視して根本的にアナキーな状況ととらえるのに対して、カント的伝統はこのアナキーに終止符を打つ国際社会契約を構想する。これらに対して、グロチウスの伝統は国際関係を「主権国家からなる社会」という考え方でとらえる。グロチウスの仮説の中心は「法の執行に関して国際社会を構成する諸国家が連帯している、あるいは連帯しうること⁽⁴²⁾」にあるとされ、

(41) *Le Pacte de 1919 et la Société des Nations*, p.88.

(42) H. プル「グロチウスの国際社会概念」、H. バターフィールド、M. ワイト『国際関係理論の探求』（佐藤誠ほか訳、日本経済評論社、2010年）、44頁。

これをグロチウスの・連帯主義的構想と呼んでいる。

いずれかと言うと、ブルジョワの連盟構想はグロチウスのと言ってよいかも知れない。ウィルソンの構想についてはカントの影響も指摘されるところであるが、彼の外交には単独行動主義的な面もある。ブルジョワの連盟構想及びウィルソンの連盟構想を、グロチウスの、カント的といった図式に押し込めるつもりはないが、ブルジョワの国際連帯論の特質を理解する上で、ブルの理解も念頭において進めたい。

（２）第二段階—休戦以後、講和条約調印・国際連盟規約成立まで

さて、1919年1月に入り、講和条約締結協議が始まる。

「連盟創設の三段階」（1919年1月12日）は、連盟創設に関するブルジョワの基本的考えを公表したものである。

このときすでに、英米との確執が激しくなり、英米と協調して、次の三段階で進めることになった。すなわち、第一段階—連盟規約を条約に入れること、第二段階—義務的調停と軍備制限を条約に入れること、第三段階—条約締結後即総会を開催すること、である。そして、1月25日のパリ講和会議第1回総会で、連盟規約を講和条約に入れることが決議される。

しかし、これは先に見たブルジョワの当初の構想とは異なる。第一段階で講和条約を締結し、第二段階で条約の執行を行い、ドイツの軍事力を無力化する。そして、第三段階で連盟創設を開始するという三段階論である。

この点を、ブルジョワは後年、『国際連盟の事業』の中で、「もしわれわれの計画が採用されていたならば、条約の幾つかの由々しい欠陥を埋める必要は無かつただろう。この欠陥の責任は大部分、ウィルソンが負うものである⁽⁴³⁾」と批判している。このウィルソン批判は、連盟規約が

(43) L.Bourgeois, *L'Œuvre de la Société des Nations*, Payot, 1923, p.36.

講和条約の一部に組み込まれたことを対象としている。

ブルジョワによれば、連盟規約は講和条約の一部をなすことになったが、これをフランスは望んでいなかった。私（ブルジョワ）は、第一に、講和条約、第二に条約の執行、第三に、国際規約による平和の組織化という三部分に分けて考えていた。

しかし、「ウィルソンは順番を変えたから、結果も変えた。彼は、規約を条約の一部とした。ここから、多くの難題が生まれた。すなわち、連盟に属したり、講和条約署名諸国に属したりする諸規定の不確定性である。また諸規定の制定権限に関する不確定性である⁽⁴⁴⁾。」

ここでブルジョワが明示的に語っている訳ではないが、後に見る規約作成過程における議論を考えれば、ウィルソン構想では、連盟は戦勝国の同盟という性格を持たざるを得ず、大戦時における中立国が連盟規約作成に参加できなくなるのではないかという問題やドイツの連盟加盟条件（ブルジョワは全会一致を主張する）の問題、ドイツの植民地を「委任統治領」として分割管理する方式（ブルジョワは理事会による共同統治方式を主張していた）がとられたこと等を指していると思われる。

ちなみに、講和条約と連盟規約の一体化か、講和条約と連盟規約作成の分離かについては、ブルジョワだけでなく、アメリカの国務長官ランシングも後者を主張していたが、ウィルソンに入れられず、様々な意見の違いから辞職を命じられることになる⁽⁴⁵⁾。

さて、もとに戻ろう。ブルジョワは、先の講演で、条約交渉と、特に国際連盟の設立にあたっての基本立場を次のように説明している。

先ず、連盟加盟条件として民主主義国であること、加盟国間での紛争処理においては戦争を禁止することである。その前提として、戦争犯罪

(44) *Ibid.*, p.37.

(45) 大阪毎日新聞社編『平和会議秘録：米前国務卿ランシング氏手記』, 1921年。

の処罰と軍事的無力化，賠償支払い，ドイツにおける政治革命と道徳革命の遂行等を挙げている。

次いで，国際連盟において国際的コントロールの行使に役立つ軍事力の構築，外交的制裁と経済的制裁等の制裁手段が必要だと述べ，さらに「各国における社会連帯手段の一般化を促進⁽⁴⁶⁾」することを挙げている。

この後，第1回講和会議総会講演（1919年1月25日）においては，ハーグ平和会議で設置された仲裁裁判所の有効性ととともに，大戦がハーグ平和会議の空隙のために起こったとして，「必要なことは，仲裁の義務化と文明国の共通意思への不服従に対する制裁⁽⁴⁷⁾」を備えること，さらに「相互依存の観点からの協力⁽⁴⁸⁾」の必要を訴える。「国家間アソシアシオンの観点」（1919年1月28日）は同盟諸国の会合での講演である。ここでは，「国家の特殊利益と，独立・名誉・自由への国家の権利を混同してはならない。連盟は，後者の権利への尊重を全ての国家に保障するからである」と述べ，「国家は，共通の大義のために，知的・道徳的・経済的，また必要に応じて軍事的資源を提供することに同意しなければならない⁽⁴⁹⁾」と訴える。

さて，国際連盟規約は，2月3日に国際連盟組織委員会において草案の検討が開始され，15回の会合を経て起草される。フランス代表として参加したのは，ブルジョワとラルノードである。以下では，D.H. ミラーの『連盟規約の作成（*The drafting of the covenant*）』を手がかりに見ておこう。

先ず委員会が検討の資料としたのは，ハースト・ミラー案である。ハースト・ミラー案には，ウィルソンが消極的であった常設国際司法裁判所

(46) *Le Pacte de 1919 et la Société des Nations*, p.92.

(47) *Ibid.*, p.100.

(48) *Ibid.*, p.101.

(49) *Ibid.*, p.106.

設置規定がすでに設けられていた。しかし、ブルジョワの目には、国際連盟委員会議長ウィルソンは英米主導で作成した草案を議論の出発点にして、起草を急ごうとしていると映る。これに対して、ブルジョワは一般原則を先ず議論すべきであると主張したり、草案の研究時間を要求する。また、事務局を置いて記録をとるよう要求するが、これらはいずれもウィルソンにより拒否される⁵⁰。

さらに、国際連盟という名称について、league は敵対関係を想定するので society (société) を採用するよう発言する。これは、最終的にフランス語表記では société des nations とすることになった。

第2回会合（2月4日）でも、連盟理事会の構成は、大国主導ではなく、小国も入れることを主張したり、連盟総会の定期開催の明記を要求する等、初めから英米主導の連盟規約に対するブルジョワの猜疑心が伺われる。

第3回会合において、ブルジョワが最もこだわったのは、連盟加盟条件についてである。原案では新加盟国は「自治を有する国 (self-governing States)」に限定され、総会の3分の2の賛成で加盟を承認するというものであったが、ブルジョワは、「自治」という語の不明確さを理由に「自国政府の行動に責任を負うものと自ら考えることを可能ならしめる代表制度を備えて⁵¹」いることを要求するとともに、新加盟国には「モラル・テスト」が課されるべきで、満場一致の賛成がその手段となるはずだと主張する。ブルジョワが念頭に置いているのは言うまでもなくドイツの加盟条件である。だから、賠償責任を負う国についても加盟条件の規定においては言及すべきだと言うが、ウィルソンはこのいずれにも難色を示す。われわれが皆恥ずかしくない行動をとっている訳ではない、と。

(50) D.H.Miller, *op.cit.*, pp.130-136.

(51) *Ibid.*, p.158.

第4回会合では、常設国際司法裁判所に関する条項（草案第12条、規約第14条）に関して、常設仲裁裁判所についての記載がないことについて発言する。

この後、第5,6（2月8日）、7回（2月10日）と会合が重ねられ、第8回（2月11日）会合で、ブルジョワは草案第6（規約第5条）、第8条、第14（規約第12）条、第17条（規約第18）の修正提案を行う。第6条は連盟加盟資格に関わるもので、先に見たものを繰り返している。第14（規約第12）条については、紛争当事国の一方が調停の判定や、常任理事国や総会の決議を受け入れなかった場合の理事会による制裁措置の規定を盛り込むことを求めるものであるが、これは起草委員会（セシル、ラルノー、ヴェニズロス、ヴェスニッチで構成）に送付された。

最も大きな争点になったのは、軍備縮小に関する草案第8条で、ブルジョワは軍備の国際査察と国際軍の提案を行う。これにはウィルソンは、アメリカの陸海軍は大統領の総指揮のもとに置かれているという理由で国際軍構想を拒否するし、セシルも同調する。

2月13日には、第9回、第10回会合が開かれる。

第9回会合では、起草委員会案に沿って審議され、先ず、前文について、「ハーグ平和会議によって開始された事業を再開し発展させる……」という文言が削除されるが、これに対して、後にブルジョワは執拗に抗議することになる。

第10回会議では、軍備縮小に関わる第8条と軍事委員会に関わる第9条をめぐって、ブルジョワは意見を述べている。

第8条について、ブルジョワは、加盟各国が、その軍事力、軍事プログラム、軍事転用可能な産業の状況についての情報を相互に提供することを決意し、必要なデータを獲得する委員会を設置することに合意するという内容に変えることを提案し、「査察」の体制をとることを主張する。議長であったセシルは、それは戦争局と同じようなスパイ・システムを

作るようなものではないかと言う。ブルジョワの修正提案は否決されることになるが、ブルジョワが要求したのは、査察の厳格化である。

そこから、議論が奇襲攻撃の恐れに備えるための国際軍の問題に発展していく。ブルジョワの議論では、国際軍が必要なのは、奇襲攻撃が起こった場合、加盟国の軍事参謀間で国際部隊の展開場所、数、軍事オペレーションの調整を行う時間とコストが膨大なためであり、これに備えて陸海軍の手段を予見し準備する任を負う常設組織が不可欠である。これには、フランス代表ラルノードも、第9条の常設委員会（permanent commission）では曖昧だと述べ、さらに国際常備軍の創設を強硬に主張する。

しかし、結局フランスの提案は退けられることになる。その後、議論は前文の方に再度移っていく。ブルジョワはそこで長々とハーグ平和会議の意義を述べるが、議長セシルは、ハーグ平和会議の記述を前文に入れるかどうかは重要問題ではないと退け、結局前文にはハーグ平和会議への言及はない。

さらに先に触れた「委任統治」に関わる第17条の問題があるが、ここではそれほど議論がなされていない。先に述べたように、ブルジョワはドイツ植民地については、連盟理事会による共同統治を考えていたので、修正案は、理事会による制約の強化を目指していた⁵²が、規約案の委任統治に関する条文は1月30日の五大国会議の結論（戦勝国各国への配分）を踏まえた上で作成されていたし、クレマンソーがこれを是認していたので、さほど問題になっていない。

こうして、2月14日の講和会議に提出される第一次規約案が作成され

52) ブルジョワの修正案の中では「この委任統治のルールと規制は国際条約によって定められる。国際連盟理事会は、当該人民の福祉と発展を保障するために新しい条約が必要であると判断すれば、新しい条約を要請する」(Ibid., p. 187) という箇所がある。

るのであるが、この講和会議で、ブルジョワは次のように発言している。

すなわちこの規約草案に含まれている原理については委員会は一致しているが、修正等を除外するものではないと述べながら、「正義と法の原理が主権に停止することを要請するまさにその時点で」、国家主権の原理と政治的軍事的行動の制限義務とをどのように和解させるかという矛盾があると主張する見解に対して、次のように言う。

今後、個別的戦争はありえないこと、相互依存は世界全体に紛争を広げることになるから、連盟の基礎原理の一つは、法と正義が全紛争の規制の基礎にあるべきこと、大国であれ小国であれ国際紛争の規制は裁判で行うこと、もう一つの原理は、裁判に服することに合意する国家は、領土保全と政治的独立を相互に保障することである。したがって、連盟は、紛争解決を容易にする諸活動を司法制度を中心として増大させること、及び国家の相互依存を増大させる国際的諸制度を発展させることが必要である。

そのうえで、ブルジョワは、まだ規約案は二点において不十分だと考えている。一つは、常設の査察組織であり、もう一つは常設の軍事組織である。

そして、全紛争は、仲裁に委ねられるか、理事会の検討に付されることとなり、判決への違反は連盟に対する戦争と見なされること、加盟国への戦争は連盟に対する戦争と見なされること、また、軍備の制限、常設の査察組織と相互確認（constatation）組織、規約が各国家に課す義務の執行を保障するための軍事手段、緊急事態における軍事手段の有効性の保障を予測し準備する常設組織の創設が必要だと言うのである。

つまり、原理については委員会は一致しているが、特に最後の常設的軍事組織の創設については、ウィルソンが憲法上の理由等によってできないとすることへの不満を訴え、「私があなた方に注意を促した諸点について補完されれば、この規約案が直ちに諸国民の法となるだろうと、

私はフランスの名において希望を表明する⁵³⁾」と述べている。

さて、2月14日から3月14日まで、ウィルソンが一時帰国し、委員会は3月22日に再開される。

この間にも、ブルジョアは、「マンチェスター・ガーディアン紙」のインタビューに応えた「連盟と軍事的制裁」（1919年3月5日）、「国際連盟に関する同盟国アソシエーション」の総会講演である「連盟の不可欠の基礎」（1919年3月11日）、「国際連盟に関する知識人協会」での講演「制裁と保障のない連盟はない」（1919年3月）等において、軍備制限とそのコントロール体制の必要、国際軍の必要等を訴える。

さて、帰米していたウィルソンが復帰し、委員会再開後、連盟規約案作成の最終段階に入るが、英米とフランスとの確執はますます激しくなる。

この頃、講和条約をめぐる交渉において問題となっていたのは、フランス側からすればラインラント問題であり、ドイツとの国境管理をどうするかという問題である。ウィルソン側からすれば、共和党の上院議員からの連盟規約批判が強いことがあって、内政への不介入とモンロー・ドクトリンに縛られるアメリカの特殊性を尊重することを要請する必要がある。

第11回会議（3月22日）では、ウィルソンとセシルの修正案、フランスの修正案等が提出され審議されるが、この時にブルジョワは、講和条約に署名しない中立国が連盟の最初からのメンバーと見なされるかどうかをめぐる問題と絡めて、連盟規約が講和条約に含まれるか否かについて問題を指摘する。これは先に触れたように、講和条約締結後に連盟規約を形成すべきという主張である。

第8条の軍備制限の条文は、再びブルジョワが査察委員会設置を要求する。ウィルソンはこれは「超国家（super-state）」を作るようなものだ

⁵³⁾ *Le Pacte de 1919 et la Société des Nations*, p.120.

と批判し、採択されない。ブルジョワは、委員会または講和会議での修正案の提案権を留保すると述べる。

第12回会議（3月24日）では、アメリカの外交的独立性を確保しようとするウィルソンの修正案が提示されるが、先ずフランス提案の査察と緊急時に対応するための「国際常設スタッフ」問題（第9条）が再び取り上げられるが、英米の反対にあつて修正は認められない。さらに、議論は、紛争解決に関わる条項（仲裁か司法的解決か理事会の審査か）をめぐって行われるが、ここでのフランスの提案は、仲裁の義務化、仲裁裁定や常設国際司法裁判所の判決に対する違反への制裁の問題であるが、これもまた受け入れられることはない。

こうして、第13回会議（3月26日）では、ブルジョワは、脱退条項と「モンロー・ドクトリン条項」について、ウィルソンと激しく対立する。前者については、加盟10年後には脱退は1年前の通告で可とするアメリカ案と、2年前に通告し、義務の履行を要件とするフランス案との対立である。基礎にある問題は、主権の独立か制約かをめぐるものである。この会合においてもブルジョワは軍備制限と「国際常設スタッフ」問題を取り上げるが、ほぼ無視されたと言ってよい。

4月に入って第14回会議（4月10日）では第13回会議設置の最終起草委員会案が検討されるが、モンロー・ドクトリン条項が焦点になる。ここでは、中国とともにフランスも反対する。ブルジョワは、この修正が認められれば、同じ規約のもとに、アメリカとヨーロッパ諸国という二つの国家集団が生まれると反対する。が、最終的にモンロー・ドクトリン条項は承認される。

こうして、最終会議（4月11日）を迎え⁵⁴、ブルジョワの連盟構想は

(54) そこでは周知のように人種平等条項が日本から提案されたが、採択されなかった。

挫折することになった。

（3）第三段階—講和条約調印・国際連盟規約成立以後

〈1〉講和条約以後

4月28日にパリ講和会議で国際連盟規約最終案が満場一致で採決されるが、ブルジョワは、規約の不完全さを訴え続ける。

講和会議第四回総会（1919年4月28日）における発言では、フランス代表は委員会に第8条（軍備査察）、第9条（常設機関）の二つの修正を提案したが、採択されなかったため、講和会議総会の機会に再度提案すると述べ、次のように言う。

先ず、ブルジョワは、連盟を構成する場合に、1. 正真正銘の国際的主権を確立しようとするもの、2. 国家主権に最大限の自由を付与するもの、3. 中間的立場の3つがあるが、フランスは中間の立場であり、ウィルソンと同じ立場であることを強調し、主権は他国の等しい主権によって制約され、国際制度はこの制限を正確にし、相互性を基礎にして規定されるものだという原理は共有されていると言う。

そして、第10条の領土保全と政治的独立の保障、紛争は仲裁か理事会の審査に付するという紛争処理に関する義務に関わる第12条、国際的連帯等に関わる第23条等は合意事項として認めるが、規約には欠陥があると主張する。その一つが、軍事的制裁の必要は認められても、各国家に兵員提供の現実的義務は存在しないこと、紛争当事国が紛争処理手続きに従ったうえで武力行使に訴えることが禁止されていないこと、仲裁は義務的ではないし、理事会に紛争が諮られたとき、理事会が全会一致の場合だけ、武力行使が禁じられること等である。

フランス代表は、連盟創設を優先して譲歩するが、以上のような欠陥がある以上、軍備の効果的制限が必要であり、第8条を修正し、軍縮を加盟国の義務とするとともに、厳格な査察システムと相互確認が必要で

ある。さらに第9条の常設委員会の活動を実効的にするものとして国際参謀本部の創設が必要ではないかと言うのである。

この二つの修正によって、国家の主権も連盟の平和の精神も傷つくことはない、ブルジョワは訴えている。

もちろん、ここでもブルジョワの提案は受け入れられることはない。そして、「ラ・ポリティーク紙」に応えた「連盟の達成は明日の事業となろう」（1919年5月11日）でも、「新世界紙」に寄稿した「連盟の第一段階」（1919年5月20日）でも、規約には欠陥があると主張し続ける。

とはいえ、ブルジョワは、上院議長として、ヴェルサイユ条約承認を推進する。上院議長としてのブルジョワの発言は、『ヴェルサイユ講和条約 (*Le traité de paix de Versailles*, 1919)』に収録されている。第一部は、1919年10月3日「ヴェルサイユ条約承認を目標とする法案検討外務委員会」名での検討報告、第二部はブルジョワの10月9日の演説から構成されている。

いま検討報告の細部に立ち入る余裕はないが、委員会及びブルジョワの基本的立場は次の一文に表されている。

「明らかなことであるが、ここでは、終点ではなく、出発点が問題となっている。世界平和は、条約によって確立されていないが、条約は平和を準備するものである。世界平和は休息ではなく、仕事を続行中である。それは監視と行動の平和であるべきであると、正当にも言いえようが、しばしば引用された共和国大統領の言葉によれば「連続的創造」である。それは大きな事業の出発点であり、それに対してわが国の全エネルギーを注がねばならない⁵⁵⁾」。

55) L.Bourgeois, *Le traite de paix de Versailles*, Alcan,1919, p.198.

上院演説では、検討さるべき課題は、現在の平和が「侵害された権利の回復、驚異的損失の賠償、荒廃からの復興、回復された国境の安全」において十分かどうかであるとして、次のように言う。

先ず、条約は民族自決権を主張する。アルザス・ロレーヌは割譲され、ヨーロッパの諸民族も自決権に基づいて自由を獲得する。その他に、労働立法に対する国際的規定が設けられ、これは「条約の中で最も重要なものの一つ」である。

「つまるところ、新しいヨーロッパ、そこでは国家の境界が人民の意思と正義のルールに従って定められ、経済的世界では、弱者の経済的独立に向こう見ずと強者が攻撃することがはるかに困難になり、社会的世界では、対外的平和の条件である国内平和が、万人の連帯において、人間労働の尊厳において組織されうる。そこにヴェルサイユ条約の本質的結果があるはずである⁵⁶⁾」。

ブルジョワによれば、この状態を維持し拡大するために国際機関が創られたのであるが、国際連盟規約には欠陥がある。先ず、戦争に訴えることの禁止は絶対的ではない。軍備制限は各国の決定に委ねられているし、恒常的なコントロールも保証されていない。軍事的制裁は、国際軍が組織されない限り現実には有効ではありえない。

とはいえ、規約第10条は、外的攻撃がなされた場合の加盟国の領土と独立の保証を規定しており、いかに欠陥があってもこの規定の道徳的・政治的価値は否定できない。また、連盟規約は、加盟国間の紛争を仲裁・調停理事会の検討に委ねよう義務づけている。そして、この規定に従わな

⁵⁶⁾ *Ibid.*, p.221.

かった場合、規定に従っても、仲裁または理事会の決定後定められた期間が経過する前に、戦争を行った場合、それは他の全国家に対する戦争と見なされ、経済的、外交的制裁が行われる。同時に理事会は、国際的軍事力を構成する陸海軍兵員を関係国に指示することができる。

最後に、規約は、国際連盟の法的政治的司法的システムを中心として、人間労働の保護、女性と子供の売買の禁止、阿片取引の禁止、通商と移動の自由、社会悪に対する闘争のような、国際的利益の発展を保證する規則と組織を備えている。

だから、条約と規約を支配する理念は明確であるから、承認に賛成してほしいと言うのが上院議長ブルジョワの訴えである。

とはいえ、課題は残されている。ブルジョワは、フランス復興のための経済財政問題と結びついたドイツの賠償金支払いの保證の問題の他、とりわけラインラント問題を挙げる。

フランスの復興と安全保障のために、ヴェルサイユ条約はどのような保證を与えているのか。ドイツの軍備制限については、艦隊、兵員、重砲等の兵器の制限、軍隊の再編等が規定され、同盟国間委員会が一定期間内に移転と必要な破壊を行うことが負託されている。しかし、ドイツが連盟理事会の査察受け入れを約束しても、理事会は恒常的なコントロールと確証のための機関を持っていない。その結果、軍事行動が東方国境で行われる可能性があって、軍事的無力化が幻想に終わることになりかねない。さらに、条約ではラインラントは中立化され、5年から14年間ライン右岸と港の占領が規定されている。しかし、この一時的占領は専らフランスの負担で行われるだろう。同盟国は政治的に協力しても、ライン川に国旗を立て、護衛を置くだけである。15年の間に、また次の15年間に事変が起こればどうなるか。条約は明らかに不完全であり、それは、国際軍が組織され、行動準備が行われない限り、連盟自体が確実な保證を与えるものではないからである。

付言しておけば、事態は、ブルジョワが危惧した通りに進んだと言ってよい。ナチス体制のもとで、ドイツは1935年3月16日再軍備を宣言（ヴェルサイユ条約の軍備制限条項破棄）し、1936年3月7日ラインラント進駐、1938年3月オーストリア「合邦」、1939年3月チェコ占領、9月ポーランド侵攻、そして第二次世界大戦と続くからである。

ともかくブルジョワのドイツに対する警戒心は根強い。それは、皇帝が退位して、ワイマール共和制が敷かれても「帝国」は持続し、「ドイツ帝国は魂を変えなかった⁵⁷⁾」からである。ドイツの統一は条約で保証され、プロシアが統一の中心に座っている。人民の自決権は、ドイツについては、プロシアの復権を意味している。同盟国が望んだのは、人民の自決権を侵害することなしに、プロシアの専制がその軍国主義とともに破壊されることであるが、そのためには「ドイツは心を入れ替えねばならない⁵⁸⁾」。

こうして、条約はわれわれの欲する武器を全て与えるものではないという限界がある。とはいえ、「ドイツの精神が同じでも」、軍事力には制限を加えている。だから、恒常的な国際的査察とコントロールのシステムが厳格に実施されない以上、条約は現時点では攻撃の危険を縮小する最良の手段である。それゆえ、条約を承認した上で、国際的監視と全般的軍縮、国際軍の設立に向かう必要がある。

「ドイツのコントロールされた軍事的無力化の観点からは、条約は、連盟規約の署名国に、その行使がかれらの警戒心にかかっている絶対的権利を与えている。全般的軍縮と国際軍の創設の観点では、国際連盟規約

⁵⁷⁾ *Ibid.*, p.237.

⁵⁸⁾ *Ibid.*, p.240.

はあらゆる門戸を開いている。それを飛び越えるのはわれわれである⁵⁹⁾」。

〈2〉国際連盟発足以後

以上のように、ブルジョワとフランスから見れば、ヴェルサイユ条約も国際連盟は不満の多いものである。したがって、ブルジョワの国際連盟での活動は、連盟の「弱点」を克服していくことに注がれていく。

さて、国際連盟は1920年1月に発足し、ブルジョワは国際連盟フランス代表に任命され、国際連盟総会初代議長に就任する。国際連盟発足後のブルジョワの発言と行動については、『国際連盟の事業』に記録されている。以下では、これを元に見ておきたい。

国際連盟第1回理事会挨拶（1920年1月16日）において、連盟の緊急の任務として、加盟国の領土の統一と政治的独立を防衛することを挙げ、今後の課題として、国際正義の確立、軍備制限による平和的人民の安全の確立、自己統治できない人民の保護（その幸福と発展は、22条に規定するように文明の神聖な義務だとブルジョワはしており、文明化の使命の観念を疑うことはない）、経済的社会的生活の共同組織の構成、労働条件の国際的規制等を挙げているが、「連盟が創設された」（1920年1月30日、ソルボンヌでの講演）では、連盟の目下の仕事として、より端的に次の三つを挙げている。

第一に、敗戦国（ドイツ）が再び平和を攪乱しないようにすることであるが、平和条約は迫害と憎悪の精神においてではなく、厳格で平然とした正義の精神において執行すること。

第二に、労働と社会衛生の領域において国際生活の諸要素を創出し、競争を利害の調和に置き換えること。

第三に知的・道徳的統一を創出することであり、教育的事業と宣伝事

⁵⁹⁾ *Ibid.*, p.247

業を行うこと。

第一の点は国際正義に基づく国際平和の確立という課題に関わるが、緊急課題として国際軍による監視とあいまって、常設国際司法裁判所の設立と応訴義務の確立の問題につながる。繰り返すまでもなく、これはウィルソンと英米主導の国際連盟設立への不満に発するものであるが、特にブルジョワが応訴義務に固執するのは、違反者への制裁に絡んで常設軍設置問題の再検討と結びつくからである。ソルロによれば、「最高の裁判所が法＝権利を述べるときには、それは適用されなければならない⁶⁰⁾」とブルジョワは語っている。もちろん、制裁には経済的、外交的制裁もあれば、軍事的制裁もあるが、おそらく軍事的制裁も含めてブルジョワは考えている。「司法的で、厳格で、強力で武装した国際連盟⁶¹⁾」がブルジョワの目指すところである。

第二に、労働と社会衛生の領域における国際機構の設置であるが、これは国際連帯を具体化するものである。

第三に、知的・道徳的統一を創出するための教育的事業と宣伝事業の実施である。これは「知的協力員会」が担うことになるが、ブルジョワは前年の1919年12月のブリュッセルでの国際連盟協会連合会における決議に言及している。これは前章で見たように社会的連帯実現のための社会教育を国際レベルで行おうとするものだと考えてよい。

以下では、いま見た3領域のうち、ブルジョワが特に重視した、常設国際司法裁判所の設立に関する事項を取り上げよう。

さて、連盟理事会の付託により、常設国際司法裁判所設置準備委員会が設置され、ブルジョワは委員長になる⁶²⁾。委員会は、先ず1920年6月16日から7月24日まで開催され、そこで作成された規程案が同年7月30日

(60) M.Sorlot, *op.cit.*, p.106.

(61) S.G.Blair, *op.cit.*.

から8月5日にかけて開催された連盟理事会に報告される。その後、連盟理事会から加盟国政府に送付され、加盟国政府の意見に基づいて、ブルジョワが修正を加え、10月20日から28日の連盟理事会で採択される。そして、12月13日国際連盟総会で審議の上、修正可決され、常設国際司法裁判所が設置されることになった⁶³。

ブルジョワは、1920年2月23日の連盟理事会への報告「常設国際裁判所の組織についての報告」では、国際連盟の使命を、正義に基づいて法の支配を打ち立てることだと述べ、このための常設機関は従来の仲裁方式の欠陥を克服する必要がある、とする。そして、1899年のハーグ会議で設置を見た常設仲裁裁判所は、「ほんとうに常設的な裁判所ではなく、しかも裁判所固有の性格を持たない⁶⁴」ものであるとして、1907年の平和会議での議論（アメリカの提案に基づく12年任期の少数の裁判官と予備裁判官、ただし裁判所への訴えは義務的ではなく任意的）を踏まえて、検討するよう訴える。

その結果設置された委員会の開会の辞において、ブルジョワは、常設国際司法裁判所は「法の主権 (souveraineté du droit) を地上に確立する「最高の制度 (l'institution suprême)」となるべきものとする。平和とは「法の持続」に他ならないのである。

そして、委員会の任務として、常設国際司法裁判所の組織、裁判官の任命、その数、裁判所を置く場所、係争の審理に関する手続き規則、裁判所の権限の限界等の明確化を挙げるが、常設裁判所と仲裁裁判所との

(62) なお、委員は、秋月左都夫(日本)、R. アルタミラ(スペイン)、デカンプ男爵(ベルギー)、ドラゴ(アルゼンチン)、ファッダ(イタリア)、フロマジオ(フランス)、グラム(ノルウェー)、ローダー(オランダ)、フィリモア卿(イギリス)、ルート(アメリカ)、ヴェスニッチ(セルビア、クロアチア、スロヴェニア)。

(63) この常設国際司法裁判所の形成と応訴義務に関する邦語文献としては、関野昭一『国際司法制度形成史論序説』(国際書院、2000年)がある。

(64) *L'Œuvre de la Société des Nations*, p.163.

間には、本質的差異があり、それは正義と衡平との差異だと言う。仲裁は政治的必要性や無数の要素を考慮するが、正義の決定は法によって定められた規則だけを尊重する。

そして、連盟と国際正義との必然的關係を考察するうえで決定的に重要なのが制裁の問題だと述べる。国際的諸制度の組織において、正義の判決がこの決定の執行手段を伴わなければ、有効性はない。そして、法的、外交的、経済的制裁に加えて、規約において特殊に規定されている範囲で軍事的制裁が規定され、第9条において軍事委員会の設置が規定されていることに言及する。

ブルジョワは先走りすることの懸念を表明してはいるが、以上のように委員会の任務を考えていた。

常任理事会で採択された報告（1920年8月5日）では、常任理事会メンバーに対して次の点に注意を促す。第一に、裁判官の任命方式については、総会と理事会の関与に関し、常設仲裁裁判所の裁判官によって準備されたリストから、総会と理事会がそれぞれ独立した選挙権を持つようにし、11人の正裁判官と4人の代理裁判官を選び、さらに、理事会と総会の票の絶対多数を得たものが選ばれる仕組みにしたこと。第二に、こうして、係争当事国の裁判官を除外するか、除外した上で他国籍の裁判官を補充するか、について、ブルジョワは前者を選んだが、多数は後者を選んだこと。

委員会報告は採択後、加盟国に送られ、1920年10月7日の国際連盟理事会で審議される。そして、ブルジョワは、連盟理事会の取りまとめを行う。

理事会への報告において、1. 裁判管轄権の義務的性格（*caractère obligatoire de la juridiction*）、2. 裁判所の訴求的権限、3. 拿捕問題に関する裁判所の権限、4. 自国籍裁判官の問題、5. 裁判所と連盟との関係、6. 裁判官の条件、7. 候補者の指名、8. 非紛争当事国の介入権、9. 使用言語に

ついて、修正提案を行っている。ここでは、最も論争になった裁判義務と管轄権に関する説明を見ておこう。

委員会案では、裁判所は幾つかの法的紛争について、特別の協定なしに判決を下す。a. 条約の解釈、b. 国際法の全て、c. 国際的取り決めがなされた場合、その侵害となる全ての事態、d. 国際的取り決めの破棄による賠償の性質又は範囲、e. 裁判所が下した判決の解釈、である。

委員会は、裁判所は当事国の特別の協定なしに判決を下す権限を持つと合意する。この当事国の合意は、国際連盟によって審議される一般的協定によって認められるものだからである。

しかし、強制管轄権は、国際連盟規約第12条、第13条に抵触する。そこで、理事会は、紛争当事国が紛争解決のために司法的解決または仲裁裁判に訴えるか、常任理事会に訴えるかという選択肢を持つと言う原理を踏まえた上で、委員会案を修正する。ブルジョワは、強制管轄権は正当なものであるとして、常任理事会が近い将来この問題を検討することを要求する。そして、総会においていずれ連盟規約の改正が行われることの希望を表明している。

この後、11月の国際連盟総会で加盟国からの質問を受けた後、さらに委員会の中に設けられた小委員会で審議が行われ、そこでも、強制管轄権の賛成派と慎重派で議論が行われる。この時反対派の先頭に立ったのがイギリス代表のR. セシルであった。セシルは、早急に進めないよう要請し、強制管轄権を拡張することは裁判所自体の存立を危険にさらすと警告する。こうして小委員会報告を承けて、修正が重ねられ、12月の総会に報告される。

12月13日の第1回国際連盟総会における報告で、ブルジョワは次のように述べる。

先ず、法律家委員会は2回のハーグ平和会議での達成を承けて、常設国際司法裁判所設置案を考えたこと、常任理事会は委員会草案にある強

制管轄権に関して修正を加えて承認したこと等が述べられた上で、次のように提案が説明される。

この常設司法裁判所は絶対的独立性を持つこと、連盟はこれを構成し、規約を制定するものであることを先ず述べつつ、「私が発言するのは、強制管轄権の大義を防衛する最古参の一人としてである⁶⁵⁾」と言う。

そして、バルフォアが英国代表として、英国という大国の利害を押し付けるものではないと発言したことに触れて、自分もフランス代表として語るが、国際的正義の大義のために語るのだと言う。

そして、強制的管轄権は、決して「後退」ではなく、ハーグ平和会議で実現を見なかったものの、32カ国が賛意を表明していたものであること、それにもかかわらず国家の「重要利害」条項の留保を受け入れざるを得なかったものと述べる。そのうえで、連盟規約の前文の精神は「国家が戦争に訴える権利を持つ以前に、紛争がいかなるものであれ、国家は紛争の平和的解決の試みを受け入れる義務を負う⁶⁶⁾」ということだとする。確かにサンクションはそこでは欠落しているが「絶対的原理は確立されている」とブルジョワは言う。もちろん、裁判に訴える義務は、常任理事会、仲裁、当事者の意志によって構成される仲裁、常設裁判所への訴えと多様であるが、紛争の平和的解決は義務づけられている。しかも限られていても裁判所に訴える義務は幾つかの領域で導入されているのであって、司法的解決への信頼は高まっている。

こうしてブルジョワは「強制管轄の大義を進めるものは、この正義の機能への諸国家の信頼である」と言う。しかし、ここにこだわれば、裁判所の創設が遅れてしまうことになる。規約の修正のために1年遅れれば、連盟の試みの非効率性が批判されることになる。それよりも、裁判所を

⁶⁵⁾ *Ibid.*, p.202.

⁶⁶⁾ *Ibid.*, p.204.

設置し、それを機能させる方がよいので、裁判所設置に満場一致で賛同してほしいというのがブルジョワの訴えであった。

もちろん、ブルジョワの観点からすれば、常設国際司法裁判所は不完全なものである。それには「必要な制裁が欠けて」いる。制裁が欠けている限り、常にそれは不完全であろうが、目下のところは期待された結果に適うものであろう。

かくして、ここでもブルジョワにおける常設国際司法裁判所の強制管轄権の実現から国際軍創設の展望は挫折することになった。

1921年1月24日の上院外交委員会における、かなり長い報告「1920年における理事会と総会の仕事の歴史」のなかで、先にも触れたように、国際連盟規約作成に関わるウィルソンへの批判を述べ、国際連盟の軍事行動の真に強力な組織の創設にウィルソンが反対したことに言及する。そして、常設国際司法裁判所については、「国際連盟の基礎そのものと考えてきたのに」、裁判所の判決の執行手段については常設国際司法裁判所規定には盛り込まれなかったことに注意を促す。

「もちろん、私はこの創造物に国際連盟の事業のまさに完成を見るものであるが、ほんとうの国際正義の制度の実践的条件はどのようなものだろうか。

これまでわれわれには軍事的制裁は拒否されてきた。軍事的制裁を要求するのが諸政府であれば、政治的情念に引きずられる懸念があるというのである。しかし、裁判所によって判決が下されれば、それを執行させる手段を見つけないければならないだろう。

判決の執行が、規約のなかに書き込もうとされなかった制裁を必要とすることは認めなければならない。公的権力が判決を執行する手段を持

たないところに裁判はありえないのである⁶⁷⁾。

そして、国際連盟理事会が、強制管轄権を認めなかったことに不満を述べている。ブルジョワは、後にもウィルソン及びセシルとの確執に言及して「世界において国際的軍なしには、平和はない⁶⁸⁾」と主張し続ける。

このような事情もあって、国家間紛争解決と相補的な関係にある、経済・保健衛生の国際的連帯の強化と「知的協力委員会」の活動が重要になってくる。

ブルジョワは、「連盟の第二の役割」を「組織に関する行動」と呼ぶ。

「われわれのこの領域における主導的考え方は、国際連盟のような機関に、国際平和を維持するために介入し、ある場合には管理する権力を与えることが良いことであるとしても、このミッションはサービスの交換によって構成される共通利益の、現実に、実践的に可能な国際生活が存在しなければ、効果はないだろう、ということである。政治的または法的な国際組織は、全体に対して本当に国際生活を与える共通利益の現実的基礎にのみ依拠しうるのである⁶⁹⁾」。

そこで、諸国家間の共通利益を創出し、結合し共生することに馴染ませなければならない。幾つかの国家的利害を整理し、相互に均衡し充足した全体において連帯させなければならない。国際的紐帯の現実の力は、このような利益の組織にあるというのである。

そして、ブルジョワは保健衛生、労働、交通及び通過、金融・経済の

(67) *Ibid.*, p.66.

(68) *Ibid.*, p.153.

(69) *Ibid.*, p.59.

領域における国際組織の設立と、国際連盟の枠組みへ組み込む必要を訴えている。

「幾つかの諸国家の諸利益を相互に衡平な譲歩に連携させ、幾つかのサービスの交換に連携させれば、また、これら諸国家の諸利益を均衡のとれた相互に満足の行く全体において連帯させれば、これら結びついた諸利益は、野心的で暴力的な政府から発する断絶の誘惑に対して自ずと抵抗するであろう。この断絶は、この共通組織において結合した国家間で確立された金融的経済的均衡を混乱させ、同時に全国家を傷つけるだろう。国家はかれらの合意を引き締め、あらゆる攻撃から自衛するために結びつきを引き締めるだろう。国際的紐帯の現実の力はこのような利益の組織化にあるのである。これが国際生活の揺るぎない基層なのである⁽⁷⁰⁾」。

最後に1921年9月に誕生した「知的協力委員会」の設置においても、ブルジョワは設置促進の役割を果たしたが、ブルジョワの健康状態の悪化により、1923年2月14日に上院議長を退任し、国際連盟に関わる活動も、ジュネーヴ平和議定書（国際紛争平和的処理議定書）策定には関与できず、1925年9月29日死去することになる。

*

以上、第1回ハーグ平和会議以来のブルジョワの国際連盟構想を見てきた。

「平和に燃えた愛国者」ブルジョワの国際連盟構想は、ドイツの封じ

(70) *Ibid.*, p.60.

込めを意図したもので、そこには対独融和的な平和主義はない。ブルジョワの構想をどのように位置づけるかについて、この時期の政治家や国際法学者の構想と同様ユートピアニズム対リアリズムといった単純な割り切り方には慎重でなければならないということを前提にして言えば、「司法的で、…武装した国際連盟」の構想は挫折せざるをえなかったとしても、主権国家の現実性と国際的連帯に基づく平和の希求との狭間において平和の条件を追求しようとした苦闘には今尚汲み取るものがあるだろう。

そして、今日の時点から捉え返せば、S. オーディエのように、ブルジョワの国際連帯主義と国際連盟構想にJ. ハーバマスの国際立憲主義構想やD. ヘルドのグローバル民主政の先駆を見ることも不可能ではないように思われる。

ここで「国際立憲主義」は国際社会において「法の支配」を確立しようとする志向、法強制権力を確立しようとする志向を意味するとすれば⁷¹⁾、ブルジョワは国際立憲主義者である。もちろん、国際立憲主義は通常カントに結びつけられるが、ブルジョワの構想はカントの構想とは異なる。カントの場合は、国家の共和主義化と常備軍の廃止が永久平和の基本的条件で、国家間連合を補うものとして世界市民法が構想される。ブルジョワの場合は、主権国家の連合としての国際連盟は、司法的紛争解決と国際軍による制裁手段を備えるべきもので、これを相互補完するものは、国際的連帯であった。

また、本稿では十分に扱うことができなかつたブルジョワの国際連帯構想をヘルドのコスモポリタンの社会民主政に引き寄せて捉えることも不可能ではないかもしれないが、ブルジョワの国際連盟構想が文明化の使命論に基づき文明国をメンバーとする構想であるという限界があったことは踏まえたいといけないうであろう。

(71) 最上敏樹『国際立憲主義の時代』（岩波書店、2007年）参照。

いずれにしても、ブルジョワの国際連盟構想は、ほとんど忘れ去られてきた感があるだけに、今なお想起されてよい内容を有しているように思われる。

結びにかえて

本稿では、ブルジョワの社会連帯論、共和国像、国際連盟構想の復元に務めてきた。ここでは、その全体を再度要約する紙幅はもはやないので、彼の思想のアクチュアリティに関わるテーマについてだけまとめておこう。

まず、「第一章 レオン・ブルジョワの社会連帯論」で、新カント派との論争において見たように、社会連帯論における「共通善」としての正義概念をどのように基礎付けるかという問題、あるいはロールズの格差原理との対比において見たように、財の配分に関わる正義をどのように再定義するかという問題は今日でも解決を見ていないテーマである。次に、「第二章 レオン・ブルジョワの共和国」において見た「知の共和国・非宗教的共和国・社会的共和国」の構想は、フランス共和主義と共和国モデルをどのようにとらえるかという点において、「永遠にジャコバンのフランス共和主義」像に再考を促すものであり、J.-F. スピッツが試みているように今日の新共和主義の観点から読み直すこともできるであろう。そして「第三章 レオン・ブルジョワの国際連帯論と国際連盟構想」で見てきたように、国際連帯主義に基づく「司法的で、厳格で、強力で武装した国際連盟」の構想は実現することはなかったけれども、今日における国際連合の非機能と改革の必要性を国際立憲主義のテーマ系から考えるにあたり、未だ意義を失っていないであろう。

とはいえ、ブルジョワを嚆矢とした連帯思想が壁に突き当たっていることにも注意しておきたい。今日では、連帯主義が促進した福祉国家が、

見知らぬ他人との「非人称の連帯⁷²⁾」を確立するとともに、人稱的紐帯を弛緩させて「個人化」も促進し、逆説的にも福祉国家の基礎を揺るがすことになっているという事実は否定できない。個人化そのものは否認される必要はないが、市場経済化と新自由主義の拡張とともに自己責任論、リスクの個人化と結びつくときには、連帯の基礎を揺るがすことになるからである。

フランスでは、21世紀になって、社会保障政策が社会参入最低所得保障（RMI）から積極的連帯所得（RSA）へと、アクティベーション、さらにワークフェア的なものへと展開し、ある意味で、新自由主義的合意が確立されてきた感があると同時に、ナショナル・アイデンティティの再強化によって共和国モデルがイスラム系移民の排除原理として機能しているのではないかという問題も生じている。このような状況の中で、連帯論の再構築は大きい課題となっている。これらについて、この分野の代表者の一人である S. ポーガムは、次のように言う。

「連帯を再考することは、社会問題の変容のカタログを作り、われわれが愛着をもつ連帯の道徳原理を、今日の社会生活が展開している諸条件と可能な限り近づける手段を探求することに等しい。連帯のドクトリンは、今日その倫理的基礎において問題にされることはない。しかし、現代社会の変容は、この連帯のドクトリンが今日の現実と最大限調和的になるようにするために、必要な改革について反省することを意味している⁷³⁾。」

いずれにしても、グローバリゼーションが比べようもなく発展した今

(72) 齋藤純一「社会的連帯の理由をめぐって」（齋藤純一編『福祉国家 / 社会的連帯の理由』、ミネルヴァ書房、2004年）、275頁。

(73) S.Paugam, *Repenser la solidarité*, PUF, 2007, p.25.

日、国民レベルでも国際レベルでも連帯を再構築し、正義の実現がどのようにして可能なのかは、問い続ける必要のあるテーマであることは間違いないであろうが、ポーガムたち、フランスの現代の社会連帯論から何を汲み取るかは、他日別の機会に行うことにしたい。

